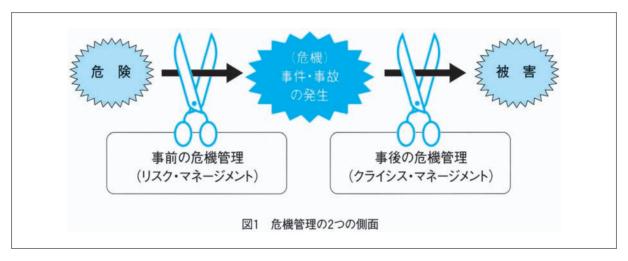
# 1 学校における危機管理の意義と重要性

## (1) 学校での危機管理の意義

#### ① 学校の危機管理とは

幼児児童生徒(以下、「子ども」という。)を犯罪被害から守るためには、学校や地域の実情等に応じた実効性ある対策を講じなければならない。その中心となるのは学校が行う危機管理である。学校は適切かつ確実な危機管理体制を確立し、さまざまな事件・事故に備える必要がある。

ここで危機管理とは、「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、 万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対 処すること」を指す。この定義に基づくと、危機管理には次の2つの側面、すなわち事 前の危機管理(リスク・マネージメント)と事後の危機管理(クライシス・マネージメ ント)がある(図1)。



事前の危機管理とは、事件・事故発生を極力未然に防ぐことを中心とした危機管理であり、早期に危険を発見し、その危険を確実に除去することに重点がおかれる。事後の危機管理とは、万が一、事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること、さらにはその再発の防止と通常の生活の再開に向けた対策を講じることを中心とした危機管理である。

学校の危機管理の対象としては、子どもへの犯罪行為、地震などの自然災害、食中毒を含む感染症、授業や課外活動における事故、通学中の交通事故など様々である。その中でも学校や通学路における不審者による子どもへの犯罪行為は、危機管理の対象として非常に重大である。全ての学校にとって、防犯に関わる危機管理体制の確立は緊急課題である。

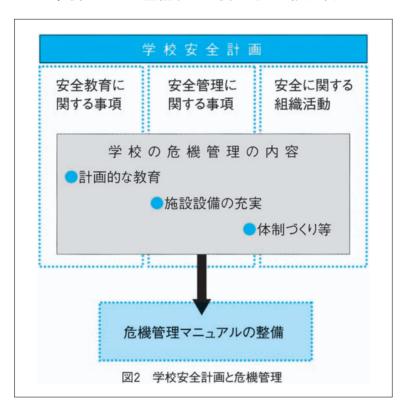
#### ② 学校の危機管理体制づくり

学校の危機管理では体制づくりが重要となる。学校の危機管理体制においては、校長、 教頭が責任者となり、校務分掌により安全を担当する教職員が中心となって活動を推進 する。もちろん危機管理体制には、すべての教職員が参加することが必要であり、教職 員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し、連携をとりながら活動を進めていく必要がある。

# (2) 学校における危機管理の取組

## ① 学校安全計画と危機管理

適切な危機管理を行うためには、綿密な計画を立案しておく必要がある。学校においては、安全に関する計画として学校安全計画が位置付けられており、安全教育に関する 事項、学校管理に関する事項及び安全に関する組織活動で構成されている。危機管理の 内容は、この3つの事項について整備する必要がある(図2)。



#### ② 学校における危機管理の進め方

学校の危機管理は、学校、家庭、地域及び関係機関・団体等の実態に即したものでなければならない。学校内外における学習時はもちろんのこと、登下校時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理や、校長、教頭あるいは安全担当等が不在の場合の危機管理など、さまざまな場面を想定しておかなければならない。また多様な事件・事故に十分対応できるように計画しておく必要がある。そして何よりも、子どもの安全確保を最優先することが大切である。学校で行う危機管理の要点として次のような内容が挙げられる。

ア 事件・事故の発生を未然に防ぐ

まず、危険を早期に発見するための日常的な安全点検が重要となる。学校敷地内、

通学路、公園等、子どもたちの活動範囲を把握し、事件・事故に巻き込まれやすい場所を、教職員や保護者等によって安全点検を実施する。また子どもたちを対象とした 防犯教室等の開催も必要である。

## イ 事件・事故の発生に備える

万が一、事件や事故が発生した場合に備えた対策は危機管理の中核をなすことから、 学校や地域の特性を考慮し、想定しうる事件・事故に適切かつ迅速に対応できるよう に準備を進める。まず、危機管理体制づくりが重要であるが、そのためには地域の関 係機関・団体との連携を図り、保護者や地域住民へも協力を求める。危機管理体制の 中では役割分担を明らかにして、それに基づき学校独自の危機管理マニュアルを作成 する。また、迅速な連絡方法の確立も必要である。さらに、マニュアルを実効性ある ものにするために、適宜訓練を行うことが不可欠である。

## ウ 事件・事故に即時対応する

事件・事故発生時には迅速かつ適切に対応することが求められる。危機管理マニュアルに沿って、危機管理責任者である校長(教頭)を中心に遺漏なく対応する。子どもたちや教職員の安全を確実に確保し、速やかに状況把握し、救急救命、被害の拡大の防止・軽減を図る。

## エ 事後の対応を行うとともに回復を図る

事態が収拾した直後から、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行い、教育 再開の準備や事件・事故の再発防止対策を実施する。また、心のケアなど必要な対策 を講じる。

もちろん学校の危機管理を進めていく中で、教職員全体の危機管理意識を高めることは不可欠である。危機管理に関する教職員研修を積極的に行い、教職員の危機管理 意識の向上、維持に努めるようにする。

## ③ 防犯教室等の充実

防犯教室等の充実は、学校の危機管理における重要な活動の一つである。子どもたちが犯罪に巻き込まれないようにするためには、子どもたち自身が防犯に関する理解を深めたり、危険予測能力や危険回避能力を身に付けたりすることが重要である。防犯教室等を学校安全計画に明確に位置づけ、地域性や学年を考慮して実施することが大切である。

#### ④ 教育委員会、家庭、地域の関係機関・団体等との連携

教育委員会、家庭、地域の関係機関・団体等との連携を確立し、迅速に連絡・協力することが可能な体制を作っておくことが大切である。さらに、保護者や地域住民に対して危機管理への理解と協力を求めることも、子どもや学校の安全確保にとって不可欠な活動である。学校が家庭、地域及び関係機関・団体と連携することは、学校の安全のみならず安全で安心なまちづくりへもつながることになる。

# (3) 登下校時における子どもの安全確保

学校の危機管理の重要課題の一つが、登下校中の子どもたちを犯罪被害から守ることである。そのためには、特に、次のような活動が必要である。(「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」(平成17年12月6日17文科ス第333号))

① 通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底

登下校時の子どもの安全を確保するためには、まず可能な限り安全な通学路を設定することが重要であり、それでも排除できない要注意箇所については、しっかりと把握し、関係者が共通認識を得ておくことが求められる。そのためには、教職員や保護者が実際に歩き、防犯の観点や交通事情等を配慮して可能な限り安全な通学路を設定すること、もし危険箇所があれば保護者や警察、自治会などの関係者の間で共通認識を持つこと、子どもたちに対しても「通学路安全マップ」や「地域安全マップ」の作成などを通して周知することが有効である。

② 登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底

学校や地域の実情に応じ、子どもを極力一人にしないという観点から、安全な登下校 方策を策定し、地域全体で見守る体制を整備するとともに、登下校のルートや時間など に関して警察と情報を共有しておくことは、通学路に不審者を近づけない、あるいは犯 行に及ばせないための重要な要素であると考えられる。特に、小学校低学年の児童につ いては、その安全がしっかりと確保できるよう、それぞれの学校の置かれている状況に 応じて取組を進めることが重要である。

③ 子どもに危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進

犯罪に巻き込まれないようにするためには、様々な機会を通じて、安全教育を推進していくことが大切である。特に、小学校低学年の児童については、登下校時にも様々な危険があり、知らない人に声をかけられたり、定められた通学路以外の道を通ると犯罪に巻き込まれる可能性があること、通学路の近くにも危険な箇所があり近づいてはいけないといったことについて、しっかりと理解させることが必要である。具体的には、防犯教室等の活用をはじめとして、通学安全マップの作成等を通じた指導、万一の事態が起こった場合の具体的対処方法(大声を上げる、交番や「子ども110番の家」に駆け込む等)の指導などが効果的である。

④ 不審者等に関する情報の共有

日頃から、不審者の出没に関する情報や子どもたちへの声かけ事案をはじめとする情報などについて、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めていくことが重要である。

#### ⑤ 警察との連携

登下校時の子どもたちの安全を確保するうえでは、警察との連携が不可欠である。学校警察連絡協議会の場等を通じた平常時の情報交換や防犯教室・防犯訓練への参加、不審者に関する情報の共有等様々な場面と様々な段階で意見交換を進めていくことが必要である。